

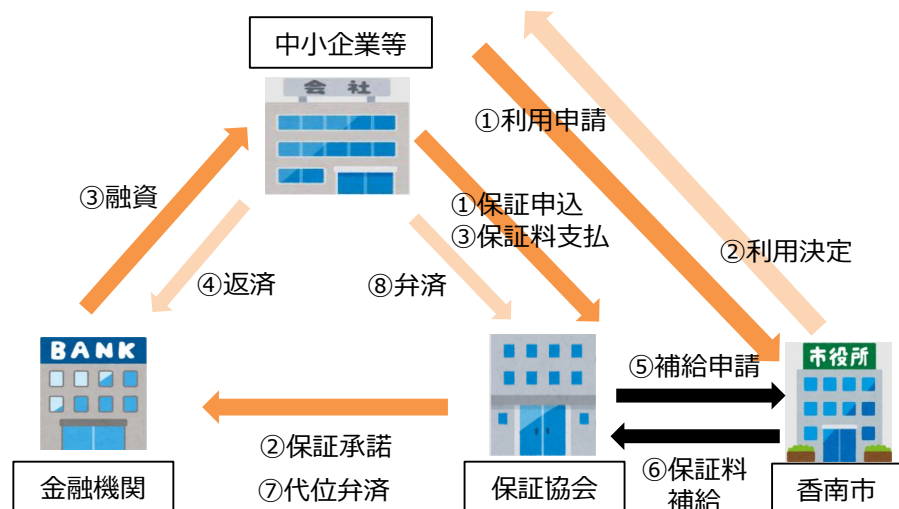
香南市中小企業者等信用保証料補給金事業

1. 事業目的等

市内の中小企業者が高知県経営支援融資制度の高知県緊急融資等を受ける場合において、当該融資に必要な信用保証を行う者に対し、保証料の一部を補給することで中小企業者の経済的負担の軽減及び経営の維持、継続につなげることを目的とする。

これまで香南市緊急融資保証料補給金事業を実施してきたが、制度内容の見直し・拡充を行い、令和4年度以降は、中小企業者等信用保証料補給金事業として実施する。

【補給フローのイメージ】



2. 補給対象融資

① 安心実現のための高知県緊急融資（7年及び10年）

※既存事業の緊急融資保証料補給金事業では補給要件として中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく認定を必要としていたが、**5号認定の要件を不要**とする。

② 産業振興計画推進融資（7年及び10年）

※既存事業の緊急融資保証料補給金事業では補給対象外
※高知県と産業振興について包括協定を締結している金融機関のみ

3. 補給の要件

以下の要件を満たす事業者

- ① 中小企業信用保険法第2条第1項及び第3項に規定する中小企業者又は小規模企業であること
- ② 個人事業者の場合は、市内に事業所等を有すること
- ③ 法人の場合は、本店所在地が市内にあるもの又は市内に事業所を有すること
- ④ 市税の滞納がないこと（法人の場合は、当該法人分）
- ⑤ 他市町村から県緊急融資等に係る保証料の補給を受けていないこと
- ⑥ **令和4年4月1日から令和7年3月31日までに**保証協会が保証承諾を行い、貸付けが実行されていること

4. 補給率及び融資限度額

補給率：0.1%

融資限度額：1 中小企業者等につき、当初借入額合計で

1,000万円以内とする。

※借換えは、令和4年4月1日以降に貸付された対象融資を借換えた場合に限る。

【保証料の補給までの具体的な申請フロー（事業者・金融機関に関わる部分のみ）】

【ステップ①】 利用申請

利用申請（様式第1号 + 添付書類）
※実務上、金融機関からの提出が主であると想定

添付書類として以下の書類を添付してください。

- (1) 同意書（様式第2号）
- (2) 信用保証委託申込書の写し
- (3) 市内で事業を行っていることが客観的に確認できる書類
(例：許認可証、法人登記簿、直近の確定申告書の写し、開業届など)
- (4) 市税の滞納のない証明書（法人の場合は、当該法人分）

※個人事業主であって、香南市外に住民票がある場合は、住民票がある市町村の滞納のない証明書を添付

【ステップ②】 利用決定

利用決定の通知（様式第3号）
※申請書受領後、1週間程度で通知

※原則的には、事業者には原本を、協会と金融機関には、写しを送付することとなりますが、実務上、①の提出は金融機関が主であると想定していますので、原本は金融機関にお渡しすることを想定しています。

【ステップ③】 融資契約書等の提出

融資契約書等の提出

以下の書類を融資の契約の日から**10日以内**に市に提出してください。

- (1) 対象融資の契約書の写し又は対象融資の貸付けがなされたことが分かる書類の写し
- (2) 協会が発行した信用保証決定通知の写し

※原則、事業者から提出いただく書類ですが、**提出漏れを防ぐために、融資を実行した金融機関から**提出をお願いします。

本補給金利用時の注意事項

(1) **令和4年4月1日から令和7年3月31日までに**保証協会が保証承諾を行い、貸付けが実行されたものが対象になります。
※終期以降の事業実施については未定ですが、対象となった融資については、完済するまで保証料補給を行います。

(2) 本補給金は、1 中小企業者等につき、当初借入額合計で1,000万円以内で借換えは、令和4年4月1日以降に貸付された対象融資を借換えた場合に限りです。

(3) 事業者は、対象融資に係る書類を対象融資が完済した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。